

転出の手続きは、マイナポータルからの オンライン申請が便利です

問い合わせ先 市民課戸籍住民係(☎・内線1064)

マイナンバーカードを持っている人は、現住所地から市外への転出手続きをオンライン上で行うことができます。この場合には、入力内容に不備がある場合を除き、転出手続きをための市役所への来庁が不要となります。

また、転入先の市区町村への転入手続きをを行う日の予約と、手続きに必要な書類などの確認を同時に行うことができるため、転入手続きをスムーズに行うこともできます。

※転入・転居は、これまで通り、窓口での手続きが必要です。

オンライン申請の流れ

1 転出の申請 転入手続きをの予約

転出日や新しい住所など、転出の手続きに必要な情報のほか、転入手続きをを行う予定期などをマイナポータルに入力し、申請します。

市役所が閉庁している夜間や休日も申請できます



2 転出処理

現住所地の自治体が転出の処理を行います。処理が完了すると、マイナポータル上の申請状況照会に「完了」と表示されます。

※市役所の開庁時間外(夜間や休日など)に申請した場合、転出の処理は翌営業日に行います。

※オンライン申請の場合、転出証明書は交付されません。



3 転入手続き

マイナンバーカードなどの必要書類をそろえて、転入先市区町村の窓口で転入の手続きを行います。



窓口での手続きが必要です

※来庁当日にマイナポータルで転出の申請を行った場合、データの反映に時間がかかるため、当日中に手続きができないことがあります。

オンライン申請が利用できる人

転出する本人が利用できます。
現住所地で同世帯の人(同じ住民票に記載されている人)が、同じ住所に転出する場合は、まとめて申請することができます。

マイナポータルの操作手順など
は、次のQRコードから確認で
きます。



以下の人はマイナポータルで申請できません。
市役所窓口で転出の手続きを行ってください。

- ▷マイナンバーカードの氏名や住所などを最新の情報に更新していない
- ▷転出する人のうち、誰もマイナンバーカードを持っていない
- ▷転出先の自治体がマイナポータルからの申請に対応していない
- ▷海外に転出する
- ▷住所は同じだが別世帯の人を申請する
- ▷マイナンバーカードの券面入力用暗証番号(数字4桁)を覚えていない